解散公告

当社は、平成二十五年三月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

兵庫県尼崎市大庄西町一丁目三八番二号

ＳＡＴＯ株式会社

代表清算人　里　幸英

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

兵庫県明石市魚住町清水三三五番地の八四

有限会社プロテック

清算人　藤井　幸雄

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

岡山市北区大供表町一二番一八号

有限会社児島アパート

清算人　兒島佐知子

解散公告

当社は、平成二十五年三月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

香川県丸亀市港町一四七番地一三

株式会社フード・リサーチ

代表清算人　中野　孝昭

解散公告

当社は、平成二十五年三月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

長崎県大村市日泊町二三四番地六

有限会社クイーンビー

代表清算人　森　洋子

解散公告

当法人は、平成二十五年三月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

長崎市古賀町一四九五番地九

特定非営利活動法人障害児・者フリースペースの会遊歩　清算人　橋口　幸恵

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

長崎県北松浦郡佐々町市場免六番地九

有限会社てらざき

清算人　寺崎　俊男

解散公告

当社は、平成二十五年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

大分県中津市大字島田一八二番地の七

株式会社橋本衣料

代表清算人　橋本　純子

解散公告

当法人は、平成二十五年三月十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

鹿児島市大明丘三丁目二四の二

特定非営利活動法人すまいるスキップ・こども塾

清算人　前田　香奈

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

札幌市中央区南九条西一丁目一番二〇号

財団法人北海道都市職員福祉協会

代表清算人　赤渕由紀彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月十六日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

北海道余市郡余市町大川町一五丁目一二番一

社団法人後志歯科医師会

清算人　佐藤智賀志

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年三月二十六日石狩市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

北海道石狩市八幡二丁目三三二番地一一

石狩市花川東土地区画整理組合

代表清算人　石崎　敏司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

宮城県遠田郡美里町牛飼字伊勢堂裏三〇番地

財団法人宮城県小牛田農林高等学校教育振興会

代表清算人　公平　弘司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年六月二十七日開催の評議員会の決議により、平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

仙台市青葉区国見一丁目八番一号

財団法人人間科学研究所

清算人　大竹　榮

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

秋田県大館市字中城二〇番地

財団法人大館市勤労者福祉事業団

代表清算人　長岐　利堅

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

栃木県宇都宮市若草一丁目一〇番六号

財団法人栃木県知的障害者育成会

清算人　谷田貝好岡

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日寄附行為に定めた存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

東京都千代田区神田神保町二丁目一七番地の一

在日本救世軍財団

清算人　吉田　眞